

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【公開番号】特開2014-118064(P2014-118064A)

【公開日】平成26年6月30日(2014.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-034

【出願番号】特願2012-275347(P2012-275347)

【国際特許分類】

B 6 1 D 49/00 (2006.01)

【F I】

B 6 1 D 49/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月4日(2015.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鉄道車両の床面をなす台枠と、該台枠下方に延び、車両長手方向前方壁及び後方壁を形成する端塞ぎ板により構成され、前記端塞ぎ板の下端から車両長手方向前方及び後方に延び、前記台枠の下方に備えられる機器を覆う下塞ぎ板により区画される台車キャビティと、を有する鉄道車両において、

前記鉄道車両の進行方向上流側となる前記台車キャビティの近傍に、空気吹き出し口を形成し、鉄道車両走行時、該空気吹き出し口から空気を吹き出すことにより、前記台車キャビティの内部において、進行方向上流側となる前記端塞ぎ板周辺に負圧領域が発生するのを抑止するようにしたことを特徴とする鉄道車両。

【請求項2】

前記台車キャビティの近傍において、進行方向下流側となる前記下塞ぎ板に空気吹き出し口を形成し、この空気吹き出し口から空気を吹き出すことにより、前記台車キャビティの内部において、進行方向下流側となる前記端塞ぎ板周辺に正圧領域が発生するのを抑止するようにしたことを特徴とする請求項1に記載の鉄道車両。

【請求項3】

前記空気吹き出し口は、前記鉄道車両の幅方向に沿って配設されたスリット状であることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の鉄道車両。

【請求項4】

前記台車キャビティの近傍において、進行方向下流側となる前記下塞ぎ板に空気吸い込み口を形成し、該空気吸い込み口から空気を吸い込むことにより、前記台車キャビティの内部において、進行方向下流側となる前記端塞ぎ板周辺に正圧領域が発生するのを抑止するようにしたことを特徴とする請求項1に記載の鉄道車両。

【請求項5】

前記空気吹き出し口及び空気吸い込み口は、前記鉄道車両の幅方向に沿って配設されたスリット状であることを特徴とする請求項4に記載の鉄道車両。

【請求項6】

前記空気吹き出し口から吹き出される空気は、前記台車キャビティに備えられた台車から離れる方向であって、前記下塞ぎ板から所定の角度をなす方向に吹き出されることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の鉄道車両。

【請求項 7】

前記空気吹き出し口から吹き出される空気は、前記台車キャビティに備えられた台車に向かう方向であって前記下塞ぎ板を延長した面から所定の角度をなす方向に吹き出されることを特徴とする請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の鉄道車両。

【請求項 8】

前記空気吹き出し口に空気を供給する送風機が備えられており、

前記鉄道車両が所定の速度より大きい速度で運転される場合に、前記送風機から前記空気吹き出し口に空気が供給されることを特徴とする請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載の鉄道車両。

【請求項 9】

前記鉄道車両に搭載されるとともに前記鉄道車両の換気に供される排気送風機から、前記空気吹き出し口に空気を供給することを特徴とする請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載の鉄道車両。

【請求項 10】

前記鉄道車両の進行方向が変更される時、前記空気吹き出し口を前記空気吸い込み口に変更するとともに、前記空気吸い込み口を前記空気吹き出し口に変更することを特徴とする請求項 4 または請求項 5 に記載の鉄道車両。

【請求項 11】

複数の鉄道車両から編成された車両編成において、

進行方向からみて、少なくとも先頭車両あるいは先頭車両から複数番目までの鉄道車両に、請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載された鉄道車両を組み込んだことを特徴とする車両編成。